

令和8年度 横浜市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園支援制度)横浜市回答

質問	横浜市回答	参考 (募集要項等の参考ページ)	横浜市回答日	
見出し				
事業内容	一時保育との兼ね合いをどうするべきか、一時保育と誰達の優先度の違いがわからない。 次年度以降に定員の増減や週回数の増減をするには同じような申請が必要でしょうか。 今後また時期を区切って実施事業者を募集される予定はありますか。	一時保育とこども誰でも通園制度は、それぞれ事業趣旨が異なるものであり、優先順位を設けるものではありません。それぞれの制度目的を踏まえたうえで、保護者の利用希望に応じて適切に受け入れを行っていただくようお願いいたします。 認可後の実施内容の変更については、「認可・確認変更」の手続きを行っていただければ問題ございません。 なお、準備が整い次第、本市ホームページに「乳児等通園支援事業の認可・確認事項の変更について」の項目を掲載予定です。認可変更に係る必要書類等につきましては、当該ページをご確認ください。 なし	「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業者募集要項」1ページ(1)事業概要 こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引(令和8年3月改訂版)」55-56ページ 「(参考)認可・確認事項の変更について」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodate/shinseido/henko/	6月15日 6月15日
対象事業者	「運営施設を1年以上運営していること」が対象事業者の要件としてあるが、個人事業主としての期間と法人としての期間を合算するのはありか。(本市の乳幼児一時預かり事業では合算されて応募資格ありと見做されている。)	運営主体が、個人事業主と法人とで継続性があると認められる場合は、運営期間を合算することを可とします。	なし	6月15日
実施日・開所時間	日曜日・祝日や夜間(例えば22時以降等)について設定することは可能か 既存事業の開所時間が1時間なのですが、乳児等通園支援事業の開所時間の設定は、既存事業の開所時間よりも短い2.5時間として良いのでしょうか	日曜・祝日の開所については、設定いただけて差し支えありません。 また、夜間の開所についても妨げるものではありませんが、こどもの健康的な生活環境の保持や本事業の趣旨目的を踏まえると、利用時間は日中の設定を基本とすることを想定しています。 そのため、保護者の事情のみに応じて夜間時間帯に一時的にこどもを預かるような運営は、適切ではないと考えます。 問題ございません。	こども家庭庁・令和8年度こども誰でも通園制度に関するQ&A第1版「1.事業内容」No.27回答 「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業者募集要項」11・12ページ(8)事業内容等についてア 実施日・開所時間	6月15日 6月15日
実施方法	0歳児・1歳児・2歳児の保育室で、在園児と一緒に保育をする場合、室内に仕切りなどで区画を仕切る必要がありますか。 「一般型(在園児合同実施)」は、既存事業の利用児童を在園児と捉えるということが良いでしょうか	一般型在園児合同実施において、乳児等通園支援事業利用児童と在園児の間に区画を仕切る必要はございません。 ただし、0歳児を他年齢児と合同で保育する場合は、ベレーゲート等で他年齢児と保育スペースを区画し、安全性に十分配慮した設計としてください。 お見込みのとおりです。	こども家庭庁・令和8年度こども誰でも通園制度に関する手引(令和8年3月改訂版)55-56ページ2. 他制度との関係	6月15日 6月15日
事業内容	一時保育と乳児等通園支援事業は同事業所で同時に実施できますか?	可能です。 ただし、一時保育室において乳児等通園支援事業を同時に実施する場合には、一時保育に係る必要書類の確認等が必要となるため、事前にご相談ください。	「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業者募集要項」9ページ(6)一般型乳児維持等通園支援事業所の基準について(イ)保育室等について こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引(令和8年3月改訂版)」55-56ページ2. 他制度との関係	6月15日
対象児童	本体事業において預かりを実施している受入開始年齢が2歳2か月です。その場合、乳児等通園支援事業については、2歳2か月以上のお子さんに限った受け入れとなりますが、それでも申請可能でしょうか	申請可能です。 定員については、本体事業において預かりを実施している受入可能年齢に応じて定員を設定する形となりますので、今回の例示の場合、定員の設定は「2歳(受入年齢:2歳2か月)」といった形で記載となります。	「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業者募集要項」8ページ(4)定員について	6月15日
定員設定	曜日ごとの固定ではなく、時間や季節による定員数の変更は申請時に伝えておくことで可能か。 例)11日の中で9時~14時は4名、14時~18時15名、など 例2)通常は定員3名/日だが、お盆時期(例えば8/10-15)は定員2名/日 余裕活用型での実施を検討しています。例年、1歳児は早い時期で空き枠が埋まってしまうため、乳児等通園支援事業にて受け入れ可能な期間が短い可能性が高いのですが、その場合も、実施は可能でしょうか。 「週2回(火・金)定員3名、2時間開所」で開始した場合、各曜日3名まで受け入れ可能となり、最高で週に6名受け入れられるという認識で合っておりますでしょうか。 ※計算上は定員3名×週2×2時間×4週=48時間の開所時間に対し月10時間×3名分=30時間の必要とされる開所時間でクリア、例えば6月は火曜日が5日あるため実際の開所時間は54時間 すでにこども誰でも通園制度が行われている幼稚園のホームページを拝見いたしましたところ、週1回で2時間の定員5名となっていました。 この場合、2時間×5名×週1回×4週=40時間が開所時間となり、必要とされる開所時間月10時間×5名分=50時間に満たないと思うのですが、どのように申請されているのでしょうか。 本事業を探りたい場合、余裕活用型においても常に定員の空きを確保している必要がありますか。 ・そうでない場合、定員が埋まってしまった場合の対応について、こども誰でも通園制度の実施に関する手引(令和8年3月改訂版)12(余裕活用型)の※に記載の「他施設での利用に適切に繋がることができるよう配慮する」とは具体的にどのような方法が園側としては考えられるのでしょうか。 同手引きホームページに「空き定員の変動に合わせて本制度の受け入れ枠を増減することに留意が必要」とございます。空き定員が増えた場合、当初の申請時の人数よりも多く受け入れをしなければいけないのでしょうか	乳児等通園支援事業の定員については、曜日や時期にかかわらず、受け入れ可能な時間当たりの定員として設定してください。 なお、時期等により定員の変更が必要となる場合は、その都度、認可・確認変更の手続きを行うことに対応してください。 また、定員変更を行う場合は、適用開始日の3か月前までにご相談ください。 実施は可能です。 余裕活用型については、定員に空きがある月は受け入れを行っていただく必要がありますが、入所等により定員に達した場合には、結果として受け入れ可能な期間が短くなったとしても差し支えありません。 お見込みのとおりです。 週1回の開所とする場合は、2.5時間以上の開所を行ってください。なお、本件は令和7年度の公募条件とは異なる取扱いとなります。 定員に達していない空き枠を活用して事業を実施する方法が「余裕活用型」であるため、常に乳児等通園支援事業の定員枠を確保することはできません。 そのため、余裕活用型での実施においては、例月入所申請等により利用定員が埋まった場合には、乳児等通園支援事業は実施できなくなります。 なお、利用定員の空き枠がなくなった場合であっても、休止届の提出は不要です。 入所状況等により受入に制限が生じる可能性について、事前に保護者へ丁寧に通知し、理解を促すことが考えられます。 こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引(令和8年3月改訂版)」12ページ(余裕活用型) 定員に達していない空き枠を活用して事業を実施する「余裕活用型」であっても、受け入れ可能な最大数として乳児等通園支援事業の定員を設定していただく必要があります。 そのため、当該定員を超えて児童を受け入れることはできません。	こども家庭庁・令和8年度こども誰でも通園制度に関する手引(令和8年3月改訂版)12ページ(8)事業内容等についてア 実施日・開所時間 こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引(令和8年3月改訂版)」12ページ(余裕活用型) こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引(令和8年3月改訂版)」3. 職員配置」No.8及び「7. 設備の基準関係」No.8回答 「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業者募集要項」11・12ページ(8)事業内容等についてア 実施日・開所時間 こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引(令和8年3月改訂版)」12ページ(余裕活用型) こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引(令和8年3月改訂版)」12ページ(余裕活用型)	6月15日 6月15日 6月15日 6月15日
職員配置	一般型在園児合同実施において、0歳児・1歳児・2歳児の各保育室で事業を実施する場合は、職員はその日の在園児数に対する職員数のほかに乳児等通園支援事業利用児童に対する職員数が必要と思われるが、次のような計算で考えているか。 その日の在園児数÷(既存保育所の配置基準)÷誰達の利用者数÷(誰達の配置基準)=配置人数(四捨五入) ※誰達の利用者数に対する配置は保育士資格がなくとも研修修了者であればよい 今年度、年度限定保育事業にて1名分の枠を設けておりますが、一般型乳児等通園支援事業を実施する場合、年度限定保育事業のための面積・職員の必要配置は残しておく必要がありますか。 職員配置	〇配置職員の人数の考え方について基本的な考え方はご認識のとおりです。 ただし、乳児等通園支援事業は、常時2名を下回ることは出来ませんので、ご留意ください。 なお、他の施設・事業と一体的に一般型乳児等通園支援事業を実施する場合には、次のいずれかに該当するときは、専ら当該事業に従事する者の人数を1名とすることが可能です。(乳児等通園支援事業従事者のうち1名を既存保育事業と兼務することが可能になります。) (ア)一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者が保育士であるとき。 (イ)一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が別に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができること。 〇職員要件について乳児等通園支援事業従事者については、保育士または市長が実施する研修(募集要項参照)を修了した者であれば要件を満たします。 ただし、配置基準上必要となる従事者のうち、半数以上は保育士とする必要があります。	「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業者募集要項」10ページ「イ職員配置基準及び22・23ページ〇職員配置基準について	6月15日
資金計画	横浜市乳児等通園支援事業認可・確認要綱第16条第2号に記載の「①1年間の賃借料に相当する額が500万円以下であれば、「②1万円(1年間の賃借料が1千円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)」の要件により換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により、資産が500万円以上あれば本要件を満たすと認識してよいか。 個人事業主から法人化したため、法人開始時の資本金しか計算書類には表記されていないが、上記資金が認可基準を満たしていない場合、その際の証憑は預金通帳のコピー等を提出することで条件を満たすこととなるか。	社会福祉法人、学校法人以外の法人が不動産の賃借を受けて本事業を行うおとす場合、「①1年間の賃借料に相当する額と②1千円(1年間の賃借料が1千円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)の合計金額を、換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していることが必要です。 お見込みのとおりです。	横浜市乳児等通園支援事業認可・確認要綱第16条第2号	6月15日 6月15日

食事の提供	園児用仕出し弁当の業者から外部搬入を行うことは可能か	仕出し弁当については外部搬入での食事提供にあたります。 外部搬入については、以下の事業所等において自園調理等した給食を当該児童に提供する場合があります。 (1)当該乳児等通園支援事業所と一体的に運営されている保育所等 (2)当該乳児等通園支援事業者と同一の法人または関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 (横浜市乳児等通園支援事業認可要綱第9条をご確認ください。) したがって、一般的な仕出し弁当については、外部搬入の要件を満たさないため、認められません。	「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業者募集要項」12ページ「オ食事の提供」	6月15日
	自園で対応が難しい児童が利用を希望された(医療的ケア児、重度のアレルギー児等)場合、受け入れを断ることはできますか？	施設の体制等により安全な受け入れが困難な場合には、やむを得ず受け入れができない場合も考えられます。ただし、その場合であっても、保護者に対して丁寧な説明を行っていただくようお願いいたします。	「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業者募集要項」12ページ「オ食事の提供」及び13ページ「オ医療的ケア児の受け入れ」	6月15日
保護者負担等	事業者側にてキャンセル料を設定することは可能か。またキャンセル分については自治体から補助金対象分の時間となるか。	事業所でキャンセル料を設定していただくことは可能です。利用当日のキャンセル分についてのみ給付の対象となります。	「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業者募集要項」12ページ「イ保護者負担(利用料)等」	6月15日
給付費・助成金	賃借料加算の200円/hは園児定員と運動するか。例えば定員を3名とする場合は600円/hとなるか。	園児定員ではなく、総利用時間数と運動します。 例えば、22時間の利用があった月は、200×22=4,400円となります。実際の給付では、月額賃借料(賃借料+共益費×区分率(※))との比較となります。 ※施設全体の利用定員と、本事業の利用定員との按分で求めます。	(参考) 「令和8年度 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の給付について」乳児等通園支援事業の公定価格部分(市内施設・市外施設共有)とは？ https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/daretsukyufu.html#D62ED	6月15日
	保護者支援面談加算の具体的な要件をご教示いただきたい。	こどもの様子や利用状況等を保護者に伝えるときも、保護者が抱えている子育ての悩みや不安等、育児に関する相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行った場合に加算します。加算にあたっては、30分以上実施し、実施した時間、保護者に伝達した事項、保護者からの相談内容等について記録することが必要になります。	(参考) 「令和8年度 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の給付について」乳児等通園支援事業の公定価格部分(市内施設・市外施設共有)とは？ https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/daretsukyufu.html#D62ED	6月15日
会計	・<募集要項P.14(13)>に本事業とその他の事業の会計を分けるとありますが、余裕活用型においては具体的にどのように分ければ良いですか？特に支出を通常の保育と分けることが困難に感じています。	乳児等通園支援事業に係る収入及び支出については、本体事業とは区分して経理する必要があります。 余裕活用型における共通経費については、従事時間や利用実績等に応じて配分すると、合理的かつ客観的な基準に基づき区分することが考えられます。	「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業者募集要項」14ページ(13)会計の区分について 横浜市乳児等通園支援事業認可・確認等要綱第13条第2号及び第3号	6月15日
申請	運営委員会が存在していないのですが運営委員会名簿は添付不要でしょうか、または運営委員会を立ち上げる必要がありますでしょうか。	社会福祉法人又は学校法人である場合は、不要です。 これら以外の者については、社会福祉事業に関する知識及び経験を有する者、保育の利用者(これに準ずる者を含む。)並びに実務を担当する幹部職員等で構成する運営委員会を設置する必要があります。 なお、運営委員会とは、本事業の運営に関し、設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいいます。	横浜市乳児等通園支援事業認可・確認等要綱第12条第3号	6月15日
	・添付書類2の法人の事業概要資料はHPを印刷したのもでも良いでしょうか？	お見込みのとおりです。	なし。	6月15日
	・本事業の運営規定のひな形はございますか？	横浜市のHPに掲載しております。 右に記載のURLからご確認ください。	(参考) 事業者の皆様へ「運営規程・重要事項説明等について」 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ko/jigyosha.html#uneikitai	6月15日